

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																				
<p>(委任外事項等)</p> <p>第5条 条例第5条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、<u>大規模の償却資産の価額の決定及び大規模の償却資産に係る固定資産税の課税標準額の決定に関する事項</u>とする。</p> <p>2 知事は、条例第5条第1項各号の事項について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第5号ア（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="119 1075 774 1321"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>取りまとめ局名</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第5号イ（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="119 1366 774 1601"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>取りまとめ局名</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第5号ウ（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="119 1691 774 1937"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>取りまとめ局名</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	取りまとめ局名	[略]	取りまとめ局名	[略]	取りまとめ局名	[略]	<p>(委任外事項等)</p> <p>第5条 条例第5条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、<u>次に掲げる事項</u>とする。</p> <p>(1) <u>口座振替による県税の納付を依頼する申出について、当該申出の内容を確認する事務に関する事項</u></p> <p>(2) <u>大規模の償却資産の価額の決定及び大規模の償却資産に係る固定資産税の課税標準額の決定に関する事項</u></p> <p>2 知事は、条例第5条第1項各号の事項（<u>前項第1号に掲げる事項を除く。</u>）について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第5号ア（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="837 1075 1492 1321"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>取りまとめ店名</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第5号イ（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="837 1366 1492 1601"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>取りまとめ店名</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第5号ウ（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="837 1691 1492 1937"> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>取りまとめ店名</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	取りまとめ店名	[略]	取りまとめ店名	[略]	取りまとめ店名	[略]																																																																												
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
取りまとめ局名	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
取りまとめ局名	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
取りまとめ局名	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
取りまとめ店名	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
取りまとめ店名	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																		
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
取りまとめ店名	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																																			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第5号エを次のように改める。</p>																																																																																																					

年度 岩手県 税 領収済通知書 公		通常私込料金 加入者負担	
都道府県 岩手県 都道府県コード			
加入者名	口座番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
一般会計	年度	税	主管部名
納付指定日	年	月	日

延滞金	納付コード	税額	円
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
支払期日		延滞金	円
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
		合計	円

指定金融機関
取りまとめ店
領収日付印

領収日付印
(広域振興局又は地方振興局保管)

納税者

年度 税納付書 公		
都道府県 岩手県 都道府県コード		
一般会計		
加入者名		
口座番号	番	
納付番号		
確認番号	納付区分	
税額	円	
延滞金	円	
合計	円	
納期限	年	月
納付指定日	年	月
納税者		
様		
主管部名	領収日付印	
(金融機関保管)		

(ゆうちょう銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)

年度 税 領収証書	
納税者	
住所	
氏名 様	
都道府県 岩手県 都道府県コード	
納付番号	確認番号 納付区分
税額	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
納付指定日	年 月 日

年 月 日
 振興局長 氏 印

領収日付印
(納税者保管)

縦11.4センチメートル、横35.6センチメートル

様式第5号オ中

指定金融機関取りま
とめ店舗領収日付印

を

指定金融機関
取りまとめ店
領収日付印

に、

主管部名	領収日付印

を

主管部名	領収日付印

に、

(金融機関保管)

(金融機関保管。ゆうちょ銀行又は郵便局扱いの場合は領収証書)

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)

(納税者保管)

を

(納税者保管)
収入印紙不要

に改める。

様式第5号カ中

指定金融機関取りま
とめ店舗領収日付印

を

指定金融機関
取りまとめ店
領収日付印

に、

主管部名	領収日付印

を

主管部名	領収日付印

に

(金融機関保管)

できます。	す。
-------	----

備考 改正部分は、下線の部分である。

「

指定金融機関取りま とめ店舗領収日付印

 」

を



に、

「

主管部名	領収日付印

を

(金融機関保管)

(金融機関保管。ゆうちょ銀行又は郵便局扱いの場合は領収証書)

」

「

主管部名	領収日付印

を

(金融機関保管)

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)

に、

」

「地方振興局の出納員に」を「地方振興局で」に改める。

改正前	改正後					
様式第8号エ（第10条、第11条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">[略]</td> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1～3</td> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4</td> <td style="padding: 5px;">この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付することができます。</td> </tr> </table> </div> </div>	[略]	[略]	1～3	[略]	4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納付することができます。
[略]	[略]					
1～3	[略]					
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納付することができます。					

備考 改正部分は、下線の部分である。

「

指定金融機関取りま

 」

とめ店舗領収日付印

様式第8号オ中

を

指定金融機関
取りまとめ店
領収日付印

に、

主管部名	領収日付印

(金融機関保管。ゆうちょ銀行又は郵便局扱いの場合は領収証書)

主管部名	領収日付印

(金融機関保管)

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)

(納税者保管)

を

(納税者保管)
収入印紙不要

に改め、「岩手県収納代理金融機関」の次に「、県税の収納を取り扱うコンビニエ

ンスストア」を加え、「地方振興局の出納員に」を「地方振興局で」に改める。

指定金融機関取りま
とめ店舗領収日付印

様式第8号キ及び様式第8号ク中

を

指定金融機関
取りまとめ店
領収日付印

に、

主管部名	領収日付印

(金融機関保管。ゆうちょ銀行又は郵便局扱いの場合は

主管部名	領収日付印

(金融機関保管)

(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は、この書面が領収証書となります。)

「地方振興局の出納員に」を「地方振興局で」に改める。

改正前	改正後
<p>様式第8号の2（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付してください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第8号の2（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局で</u>納付してください。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第26号（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>あなたは、地方税法第11条の規定により、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として同人の滞納金額のうち次の金額を納付しなければならないこととなりましたので、同封の納付（納入）書により期限までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納めてください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第26号（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>あなたは、地方税法第11条の規定により、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として同人の滞納金額のうち次の金額を納付しなければならないこととなりましたので、同封の納付（納入）書により期限までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局で</u>納めてください。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第27号の2（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>なお、納付すべき金額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納めてください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第27号の2（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>なお、納付すべき金額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局で</u>納めてください。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第28号（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>なお、<u>繰上げ変更</u>した納期限までに次の税額を同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納めてください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第28号（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>なお、<u>繰上げ変更</u>した納期限までに次の税額を同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局で</u>納めてください。</p> <p>[略]</p>

様式第33号（第25条関係）

[略]
[略] なお、あなたが納付（納入）すべき徴収金は、同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納めてください。
[略]

[略]

様式第53号ア（第25条関係）

[略]	[略]
上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納付してください。	
[略]	

様式第53号ウ（第25条関係）

[略]

上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

様式第63号（第30条関係）

[略]
[略] ついては 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納付してください。
[略]

[略]

様式第68号（第34条、第39条関係）

[略]

なお、納付税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代

様式第33号（第25条関係）

[略]
[略] なお、あなたが納付（納入）すべき徴収金は、同封の納付（納入）書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局</u> で納めてください。
[略]

[略]

様式第53号ア（第25条関係）

[略]	[略]
上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局</u> で納付してください。	
[略]	

様式第53号ウ（第25条関係）

[略]

上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

様式第63号（第30条関係）

[略]
[略] ついては 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局</u> で納付してください。
[略]

[略]

様式第68号（第34条、第39条関係）

[略]

なお、納付税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

様式第69号（第35条、第40条関係）

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代

理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納付してください。 [略]	理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局</u> で納付してください。 [略]
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第70号中

「

過少申告加算金		対応所得金額	千円	重加算金		対応所得金額	千円
不申告加算金		対応所得金額	千円	不申告加算金の法第72条の46第4項適用			

を

」

「

不申告加算金		不申告加算金の法第72条の46第4項適用					
過少申告加算金に対応する所得金額等	所得割		千円	重加算金に対応する所得金額等	所得割		千円
	付加価値割		千円		付加価値割		千円
	資本割		千円		資本割		千円
	収入割		千円		収入割		千円

に

」

改める。

改正前	改正後
<p>様式第71号の4（第35条の3関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付してください。</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第71号の4（第35条の3関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局</u>で納付してください。</p> </div> <p>[略]</p>
<p>様式第71号の6（第35条の5関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付してください。</p> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第71号の6（第35条の5関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局</u>で納付してください。</p> </div> <p>[略]</p>
<p>様式第71号の8（第35条の7関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに</p> </div>	<p>様式第71号の8（第35条の7関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに</p> </div>

に同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。

[略]

[略]

[略]

様式第76号（第40条関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]

[略]

様式第80号（第42条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納めてください。

[略]

[略]

[略]

様式第83号の2（第43条関係）

[略]

3 [略]

に同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納めてください。

[略]

[略]

[略]

様式第76号（第40条関係）

[略]

[略]

なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付してください。

[略]

[略]

様式第80号（第42条関係）

[略]

[略]

なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納めてください。

[略]

[略]

[略]

様式第83号の2（第43条関係）

[略]

3 [略]

4 当該住宅に居住している事実(ア(イ)又はイ(イ)に該当する方は記載してください。)

当該住宅に住民票を
移転した事実の有無

移転した・まだ移転していない

申告者の生年月日	・	・
----------	---	---

備考 [略]

[略]

様式第89号の4 (第43条の3 関係)

[略]
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納付してください。
[略]

[略]

様式第106号 (第52条、第63条関係)

[略]
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納付してください。
[略]

[略]

様式第122号の2 (第65条関係)

[略]

[略]
おって、不承認又は取消しにより納付することとなった自動車税は、同封の納税通知書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納めてください。
[略]

[略]

様式第123号ア (第66条関係)

[略]

[略]
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局の出納員</u> に納めてください。
[略]

[略]

備考 [略]

[略]

様式第89号の4 (第43条の3 関係)

[略]
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局</u> で納付してください。
[略]

[略]

様式第106号 (第52条、第63条関係)

[略]
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局</u> で納付してください。
[略]

[略]

様式第122号の2 (第65条関係)

[略]

[略]
おって、不承認又は取消しにより納付することとなった自動車税は、同封の納税通知書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局</u> で納めてください。
[略]

[略]

様式第123号ア (第66条関係)

[略]

[略]
[略]
なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは <u>地方振興局</u> で納めてください。
[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 123 号ウを次のように改める。

年度 岩手県自動車税 領収済通知書 公		通常払込料金 加入者負担 ay-easy	
都道府県 岩手県 都道府県コード		加入者名	
加入者名	口座番号	合計金額 円	
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
一般会計 年度 自動車税		登録番号	主管 都名
納付指定日	年 月 日		
延滞金 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 納付コード <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		領収日付印	
支払期日 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
税額 円		(広域振興局又は地方振興局保管)	
延滞金 円			
合計 円		(金融機関保管)	
納期限 年 月 日			
納付指定日 年 月 日		(納付場所、延滞金及び不服申立ての方法については、裏面に記載してあります。)	
納税者		振興局長 氏 名 印	
主管都名		領収日付印	
領収者		(納税者保管) 収入印紙不要	

年度 自動車税 訂正通知書兼領収証書				
納税者				
住所				
氏名 様				
さきに課税した自動車税を下記のとおり訂正したので通知します。				
年度 登録番号				
理由： 年 月 日				
当初の課税額	減額した額	訂正後の課税額	納付済額	未納額
①	②	③	④	⑤
円	円	円	円	円
都道府県 岩手県 都道府県コード		納付番号		
納付番号		確認番号		
登録番号		納付区分		
税額(㊦の額) 円		延滞金 円		
延滞金 円		合計 円		
納期限 年 月 日		納付指定日 年 月 日		
領収日付印		(納税者保管) 収入印紙不要		

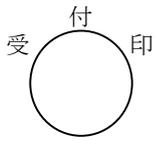
縦11.4センチメートル、横35.6センチメートル

	<p style="text-align: center;">この通知書についての注意事項</p> <p>1 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。</p> <p>2 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。</p> <p>3 この通知書による処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
--	---	--	--

様式第 126 号の 3 を次のように改める。

様式第 126 号の 3 (第 68 条、第 73 条の 5 関係)

(表)



身体障害者等に係る 自動車税
自動車取得税 課税免除申請書

年 月 日
振興局長 様

申請者 (納税義務者)	住所	電話番号 ()		
	フリガナ			
	氏名	Ⓜ	身体障害者等との関係	

岩手県県税条例 第103条の4第1項 第123条の7第1項の規定により、課税免除の申請をします。

申請理由	1 身体障害者等が運転する自動車 2 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車 3 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車				
使用目的	1 通学	2 通所	3 通院	4 通勤	5 生業
免除を受けようとする期間	年度	免除を受けようとする税額	自動車税	円	
			自動車取得税	円	

1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の記載事項 (手帳を見て記載してください。)

住所	氏名	生年月日 (年齢)	・ ・ (歳)
手帳受給者番号	交付年月日	・ ・	職業又は就学状況
	有効期限	・ ・	
障害名	障害の程度	身体障害者手帳	級
		戦傷病者手帳	項・款
		療育手帳	A・B
		精神障害者保健福祉手帳	級

2 自動車を運転する者の運転免許証に関する事項 (運転免許証を見て記載してください。)

住所	氏名	身体障害者等との関係
運転免許証の種類	普通・中型・大型・()	有効期間の末日

3 自動車検査証に関する事項 (自動車検査証を見て記載してください。)

所有者	住所	氏名					
使用者	住所	氏名					
登録番号 (車両番号)	岩手	取得年月日	・ ・	自家用の別	自家用 営業用	有効期間の満了する日	・ ・

(A 4)

(裏)

備考 1 免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる提出期限までに、同表右欄に掲げる提

出先に提出してください。

区 分		提出期限	提出先
自動車税の免除を受けようとする者	納税通知書の交付を受けた場合	納期限前7日（例 納期限が5月31日の場合は、5月24日）	納税通知書を送付した広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局
	自動車の新規登録をする場合	自動車税の申告をした日から15日以内	盛岡地方振興局税務部（税の申告の際に免除申請をする場合にあっては、税務部分室）
自動車取得税の免除を受けようとする者		自動車取得税の申告をした日（自動車の登録、検査若しくは届出の日又は自動車検査証に記載の日）から15日以内	

2 「生計を一にする者」が運転するときは、次に掲げる書面を添付してください。

- (1) 申請者、身体障害者等及び表面記載の自動車を運転する者の健康保険証の写し
- (2) 次の表の左欄に掲げる使用目的に応じ、同表右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は通勤に使用する場合	ア 学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書（賦課期日（当該期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日。以下同じ。）前3箇月間（当該期間内に長期休業期間（本人の都合による休業の場合を除く。）が含まれている場合は、当該長期休業期間を除く。以下同じ。）において週1回以上又は月4回以上使用されていたことを証明するものに限る。） イ 使用状況を記録した書類（上記証明書を添付できない場合に限る。）
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

- (3) 知事が別に定める添付書類に係る申立書（当該申立書が指示する場合にあっては、当該申立書及び生計が一であることを証する書面等）

3 「常時介護者」が運転するときは、次に掲げる書面を添付してください。

- (1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (2) 運行状況を記録した書類（常時介護者が、申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり週3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限り。）
- (3) 次の表の左欄に掲げる使用目的に応じ、同表右欄に掲げる証明書又は申立書

使用目的	証明書又は申立書
通学、通所、通院又は通勤に使用する場合	学校、施設、病院若しくは診療所又は勤務先の長が発行する通学、通所、通院又は通勤の証明書（賦課期日前3箇月間において週3日以上使用されていたことを証明するものに限る。）
生業に使用する場合	使用する理由及び使用状況を記録した書類

- (4) 知事が別に定める添付書類に係る申立書（当該申立書が指示する場合にあっては、当該申立書及び身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し）

改正前	改正後																								
様式第130号ウ（第68条関係）	様式第130号ウ（第68条関係）																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">郵便振替払込受付証明書（お客様用）</p> <p>払込人</p> <p style="text-align: right;">様</p> </div> <p>（払込金額）</p> <p style="text-align: right;">受付局日附印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振替払込受付証明書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">口座記号番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td> <table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </div>	口座記号番号		加入者名		払込金額	<table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>	億	千	百	十	万	千	百	十	円									
口座記号番号																									
加入者名																									
払込金額	<table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>	億	千	百	十	万	千	百	十	円															
億	千	百	十	万	千	百	十	円																	

円	
(加入者)	

[略]

様式第131号（第69条関係）

[略]
[略]
<p>なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納めてください。</p>
[略]
[略]

[略]

様式第138号の6（第73条の5関係）

[略]
<p>年 月 日付けで徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第123条の5第4項の規定により取り消したので、地方税法第699条の14第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。なお、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納めてください。</p>
[略]

[略]

様式第138号の8（第73条の5関係）

[略]
[略]
<p>なお、不足税額及び加算金額は、年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付してください。</p>
[略]

[略]

様式第149号（第77条関係）

依頼人	
住所氏名	
	日 附 印

[略]

様式第131号（第69条関係）

[略]
[略]
<p>なお、増加した税額は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局</u>に納めてください。</p>
[略]
[略]

[略]

様式第138号の6（第73条の5関係）

[略]
<p>年 月 日付けで徴収猶予した次の自動車取得税について、岩手県県税条例第123条の5第4項の規定により取り消したので、地方税法第699条の14第5項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。なお、取消しにより納付することとなった自動車取得税は、同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局</u>に納めてください。</p>
[略]

[略]

様式第138号の8（第73条の5関係）

[略]
[略]
<p>なお、不足税額及び加算金額は、年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局</u>に納付してください。</p>
[略]

[略]

様式第149号（第77条関係）

[略]	[略]
<p>[略]</p> <p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付してください。</p>	<p>[略]</p> <p>なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは<u>地方振興局</u>で納付してください。</p>
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。